

第 32 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和2年2月21日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 32 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
提出議案の上程及び提案理由説明	4
第 1 号議案から第 8 号議案の審議の宣告	6
事務局長の議案概要説明	7
第 1 号議案から第 8 号議案の質疑、討論、採決	8
第 9 号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第 9 号議案の質疑、討論、採決	10
第 10 号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第 10 号議案の質疑、討論、採決	12
第 11 号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第 11 号議案の質疑、討論、採決	13
第 12 号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第 12 号議案の質疑、討論、採決	15
第 13 号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第 13 号議案の質疑、討論、採決	16
第 14 号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第 14 号議案の質疑、討論、採決	20
第 15 号議案の審議の宣告	21
事務局長の議案概要説明	21
第 15 号議案の質疑、討論、採決	22
広域連合長の閉会挨拶	23
閉会の宣告	23

資 料

議案の送付について	24
議決一覧	26

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、令和2年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第32回定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月7日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 令和2年2月21日（金）
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35
高知県自治会館
2階 研修室

議 員 席 次

1 番	板原 啓文 君	2 番	戸梶 眞幸 君	3 番	松延 宏幸 君
4 番	宮崎 努 君	5 番	山中 昭 君	6 番	田鍋 剛 君
7 番	谷 正美 君	8 番	岩垣 實男 君	9 番	高橋 幸十郎 君
10 番	寺村 晃幸 君				

議事日程

令和2年2月21日 午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議案
- 第5 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8 第5号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9 第6号議案 高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第11 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である和解に関する専決処分承認議案
- 第14 第11号議案 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第15 第12号議案 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 第13号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第17 第14号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 第15号議案 高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案

出席議員

1番 板原 啓文 君 2番 戸梶 眞幸 君 3番 松延 宏幸 君
4番 宮崎 努 君 5番 山中 昭 君 6番 田鍋 剛 君
7番 谷 正美 君 8番 岩垣 實男 君 9番 高橋 幸十郎 君
10番 寺村 晃幸 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 池内 千枝 君
事務局長 山下 正雄 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 岡 英祐 君
書記 荒井 祐輔 君 小山 恵里 君 堀 情二 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 大原 章 君
事業課課長補佐 谷田 達哉 君 中西 宏文 君

◎開会の宣告

○議長（田鍋剛君） 皆さん、こんにちは。定刻になり、お揃いでありませうようなので、これより令和2年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第32回定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

午後2時00分 開会

◎議事日程の報告

○議長（田鍋剛君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田鍋剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。会議録署名議員は、9番高橋幸十郎議員、10番寺村晃幸議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

◎会期の決定

○議長（田鍋剛君） 日程第2、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、2月21日の1日間といたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認め、本日1日間と決定をいたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（田鍋剛君） 日程第3、提出議案の提案理由説明に入ります。第1号議案から第15号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

(岡崎広域連合長挙手)

○議長(田鍋剛君) 岡崎広域連合長。

○広域連合長(岡崎誠也君) 議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、第32回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。議案の説明に先立ちまして、国の動向を含め、後期高齢者医療制度に関連する状況等について申し上げます。

まず、全国状況として、生産年齢人口の減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増加、就業構造の変化など、医療保険制度を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、多くの課題に直面しています。

国においては人生100年時代を見据えて、昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、医療及び介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めており、昨年12月には中間報告が取りまとめられました。

その中で、後期高齢者の方々が窓口で支払う医療費負担については、令和4年度までに一定の所得のある方を対象にして、現在の1割負担から2割負担に引き上げることが明記されています。

新たに2割負担となる対象者の所得基準などについては、これから議論されることとなり、本年6月頃に取りまとめられる最終報告に向けて、その詳細を詰めていくこととなっています。

被保険者の方々にとりまして大きな負担を求める制度改正となりますので、制度を運営する広域連合として、議論の推移を注視していく必要があります。

後期高齢者の方々の医療費は年々増加してきており、特に高知県においては1人あたり医療費が全国トップクラスとなっておりますので、引き続き、医療費の適正化や令和2年度から本格実施となる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組むなど、保健事業の一層の充実を図り、被保険者の方々ができる限り健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる環境を維持してまいります。

今後も本制度の安定した運営を継続するため、国の動向等を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会の副会長として、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。今回提案しました議案は、条例議案9件、予算議案4件、その他の議案2件であります。

まず、第1号議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、臨時的任用職員及び非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されることから、当広域連合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等を規定するための条例を制定しようとするものです。

第2号議案から第8号議案につきましては、地方公務員法の改正による会計年度任用

職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

第9号議案につきましては、令和2年度及び令和3年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の改正等を行うものです。

第10号議案につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えについて和解することとして専決処分したものであり、そのご承認を求めるものです。

第11号議案の令和元年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ305万円を増額し、総額を6,644万5千円とするものです。

第12号議案の令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ109万8千円を減額し、総額を1,463億6,855万2千円とするものです。

第13号議案の令和2年度一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算規模は対前年度当初比で200万2千円増の6,250万円となっております。

第14号議案の令和2年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、当初予算規模は、対前年度当初比で8億9,200万円減の1,420億8,000万円となっております。

第15号議案の後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進するため、第3次広域計画の一部改定について、議決を求めるものです。

以上、提出しました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切にご決定をお願いいたします。

◎第1号議案から第8号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第4、第1号議案「高知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議案」、日程第5、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第6、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第7、第4号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第8、第5号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第9、第6号議案「高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第10、第7号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第11、第8号議案「高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案」の以上8議案は、関連がありますので、一括して審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第1号議案につきましては、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定でございます。また、第2号議案から第8号議案は、会計年度任用職員に関連する条例の改正でございますので、一括してご説明させていただきます。

議案及び説明書の1ページをお願いします。

併せて、A4横ホッチキス止めの定例会説明資料の1ページもお開きください。

まず、定例会説明資料により説明させていただきます。

1ページの「会計年度任用職員制度の導入について」でございますが、これは臨時的任用職員及び、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的として、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、令和2年度から新たに導入されるものです。

また、その給与、手当等は条例で定める必要があるため、今回、これらの事項について規定する条例を新たに制定しようとするものです。

次に、条例議案の内容につきましてご説明いたします。

議案及び説明書の1ページをお願いします。

この会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員に分類され、第1号議案は、会計年度任用職員に対し、給料や各種手当、またはこれに相当する報酬を支給することとし、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備するものです。

次に、第2号議案から第8号議案につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、会計年度任用職員に関連する条例の改正となっています。

9ページをお願いします。

第2号議案「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、「会計年度任用職員」が心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職の期間の規定を追加するものでございます。

10ページをお願いします。

第3号議案「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、「パートタイム会計年度任用職員」も懲戒の対象となるため、「パ

ートタイム会計年度任用職員」の減給について規定を追加するものでございます。

11 ページをお願いします。

第4号議案「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、「会計年度任用職員」の勤務時間等に関する事項について対応する文言の修正を行う改正でございます。

12 ページをお願いします。

第5号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、一定の条件を満たす「会計年度任用職員」について部分休業を取得可能とする規定の追加及び「会計年度任用職員」の部分休業における減給について規定を追加するものが主な改正内容でございます。

少し飛びまして、18 ページをお願いします。

第6号議案「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、人事行政の運営等の状況の公表は、地方公務員法第58条の2に基づくもので、法律改正によりフルタイム会計年度任用職員を対象とする規定が加えられたことから、本条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

19 ページをお願いします。

第7号議案「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、「パートタイム会計年度任用職員」は地方自治法により旅費の支給対象とはされていないことから、地方自治法第203条の2第3項に基づき、費用弁償を受けることとなるため、第1条に整理するものです。また、赴任における新たに採用された職員の扱いについて「会計年度任用職員」を適用外とする文言の追加を行う改正でございます。

20 ページをお願いします。

第8号議案「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、「フルタイム会計年度任用職員」が常勤職員と同様に給料等の支給対象であることが明確化されたことにより、「会計年度任用職員」の「補償基礎額」の算定について、「常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例による」と規定を追加するものでございます。

第1号議案から第8号議案についての説明は、以上でございます。

◎第1号議案から第8号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第1号議案から第8号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第1号議案「高知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議案」、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案」、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案」、第4号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」、第5号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」、第6号議案「高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案」、第7号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」、第8号議案「高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案」の以上8議案を一括して採決いたします。

第1号議案から第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案から第8号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第9号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第12、第9号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第9号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の21ページ、また定例会説明資料の34ページをお願いします。

今回の改正内容については、定例会説明資料の34ページのとおり、第7期の保険料率の改定と、国の政令改正に伴う「保険料均等割軽減の見直し」及び「賦課限度額の引上げ」といった保険料に関する改正となっています。

35ページ以降が、今回の改正の新旧対象表になっていますので、そちらの方で説明いたします。

左が改正案、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

まず、35ページの第9条及び第10条では、保険料率を適用する年度と、保険料率を定めています。

保険料率は、2年ごとに保険財政の均衡を保てるように見直すこととされており、医療給付費が増加傾向にあることから、制度開始当初より引き上げてきましたが、今回の改正案では、事業運営基金として積み立てている剰余金を充当することにより、令和2年度及び3年度の保険料率は、引き下げとなり、所得割率0.1049、つまり10.49%、被保険者均等割額5万4,316円とするものです。

次の第11条は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に合わせ、賦課限度額を現行の62万円から2万円引き上げ、64万円とするものです。中段から下の第15条第1項第2号及び第3号についても、施行令の改正に合わせ、被保険者均等割の軽減のうち、5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るものです。

5割軽減については、第2号中の下線部分の被保険者の数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に改め、2割軽減については、第5号中の被保険者数に乗ずる51万円を52万円に改めることで、軽減判定のための所得基準額を引き上げる改正となります。

36ページの中段から下の附則については、元号を改めるものです。

「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」の説明については、以上でございます。

◎第9号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第9号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第9号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。
第9号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。
よって、第9号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第10号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第13、第10号議案「高知県後期高齢者医療広域連合が当事
者である和解に関する専決処分の承認議案」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第10号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合が当事者
である和解に関する専決処分の承認議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の22ページをお開き下さい。また併せまして、定例会説明資料の
38ページをお願いします。

これは、令和元年7月24日の第30回臨時会で訴えの提起に関する議案の議決後、
高知地方裁判所に訴状を提出した損害賠償請求事件について、令和元年11月29日
に示された和解案で和解することとして、広域連合長の専決処分を行ったことにつ
いて、ご報告を行い、承認を求めるものでございます。

和解の内容などについて、定例会説明資料の38ページで、ご説明します。

中程、1「訴えの趣旨」でございますが、第三者である被告が被保険者に対して起こした交通事故により生じた医療給付について、52万3,023円及びこれに対する遅延損害金の支払いと、訴訟費用を被告の負担とするものです。

2番の「訴訟の経過」ですが、令和元年9月9日に訴状を提出後、口頭弁論などを経て、11月29日に高知地方裁判所から和解案が示されました。

和解の内容については、3番の方「和解の概要」に記載のとおり、本件和解金として57万2,385円の支払い義務を認めるもので、金額の内訳としては、元金の523,023円及び遅延損害金49,362円となっています。

この支払いについては、和解手続きの後、令和2年1月7日に広域連合に入金されました。

「高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である和解に関する専決処分の承認議案」についての説明は、以上です。

◎第10号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第10号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第10号議案「高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である和解に関する専決処分の承認議案」を採決いたします。

第10号議案について、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

◎第 11 号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第 14、第 11 号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

- 議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

- 事務局長（山下正雄君） 第 11 号議案、「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 23 ページをお願いします。

この補正予算は、第 1 条のとおり、歳入・歳出それぞれ 305 万円を増額し、6,644 万 5 千円とするものです。

32 ページをお願いします。

まず、歳出ですが、一般管理費で 305 万円の増額で、内訳として、派遣職員の人件費について、予算不足が生じることから増加を見込んでおり、3 節職員手当等で 50 万円の増額と、19 節負担金、補助及び交付金で 435 万円を増額し、18 節備品購入費を 180 万円減額補正するものです。

歳入に関しましては、市町村負担金、財政調整基金繰入金などを、それぞれ補正し、総額で歳出と同額の増額補正となります。

「令和元年度一般会計補正予算」についての説明は、以上です。

◎第 11 号議案の質疑、討論、採決

- 議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（田鍋剛君） つづきまして、第 11 号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 11 号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。

第 11 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第 11 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第 12 号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第 15、第 12 号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 12 号議案、「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 33 ページをお願いします。

この補正予算は、第 1 条のとおり、歳入・歳出それぞれ 109 万 8 千円を減額し、1,463 億 6,855 万 2 千円とするものです。

補正内容につきましては、41 ページをお願いします。

まず、歳出ですが、一般管理費で 109 万 8 千円の減額で、内訳として、一般会計と同様の理由で、3 節職員手当等で 34 万円の増額と、19 節負担金、補助及び交付金で 440 万円を増額し、減額が見込まれる郵送料と委託料について、それぞれ 12 節役務費で 383 万 8 千円、13 節委託料で 200 万円をそれぞれ減額するものです。

歳入に関しましては、市町村からの事務費負担金、国庫補助金をそれぞれ補正し、総額で歳出と同額の減額補正となります。

「令和元年度特別会計補正予算」についての説明は、以上です。

◎第12号議案の質疑、討論、採決

- 議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（田鍋剛君） つづきまして、第12号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第12号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

第12号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。
よって、第12号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。
-

◎第13号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第16、第13号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

- 議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 13 号議案、「令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 43 ページをお願いします。

令和 2 年度の一般会計の当初予算は、第 1 条のとおり歳入歳出それぞれ 6,250 万円で、今年度と比較し 200 万 2 千円の増額となっています。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1 千万円としています。

予算総額が元年度に比べ増額となった主な理由は、派遣職員の年齢構成の変化による人件費負担金の増額や、財務会計システム改修及び公用車を更新する必要がある、増額となるものです。

53 ページをお願いします。

歳出について主なものをご説明いたします。

1 款議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、65 万 9 千円を計上しています。

54 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものとして右端の説明の欄をご覧くださいますと、令和 2 年度から制度開始となる会計年度任用職員に関する経費を、1 節報酬、3 節職員手当等などにそれぞれ計上しています。

55 ページをお願いします。

12 節委託料で、財務会計システムが耐用年数を経過したことから、システム改修委託料で 317 万 6 千円、17 節備品購入費は、広域連合発足当時から使用している公用車を更新するための経費で 272 万円、18 節負担金、補助及び交付金のうち、事務局長及び総務課職員合わせて 5 名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が 4,000 万円となっています。

続きまして歳入ですが、ページを戻っていただいて 49 ページをお願いします。

歳入につきましては、そのほとんどを占めている 1 款分担金及び負担金、1 項、1 目市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとした一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で 6,149 万 1 千円を計上しています。

「令和 2 年度一般会計予算」についての説明は、以上です。

◎第 13 号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第13号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第13号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」
を採決いたします。
第13号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。
よって、第13号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第14号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第17、第14号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第14号議案、「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連
合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の63ページをお願いします。

まず、歳入歳出の総額は、第1条のとおり、1,420億8,000万円で、今年度と比較
し8億9,200万円の減額となっています。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は30億円としています。
それでは、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。

77ページをお願いします。

まず、歳出ですが、1款総務費につきましては、被保険者の資格管理、保険料賦
課、保険給付などの事務的経費を、3億7,334万1千円を計上しています。

主なものとしまして、右端の説明の欄をご覧くださいますと、一般会計と同様に、令和2年度から制度開始となる会計年度任用職員に関する経費を、1節報酬、3節職員手当等などにそれぞれ計上しています。

11節役務費は、被保険者への高額療養費などの支給決定通知の通信運搬費を、1,640万円、医療費通知郵送料として、2,664万5千円、また、レセプト点検に必要なレセプトの画像処理の手数料として、1,667万6千円など、7,969万9千円を計上しています。

78ページをお願いします。

12節委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用している電算処理システムの運用等委託料を2,865万5千円、電算処理システムに使用している機器などの保守等委託料を1,398万2千円、また、レセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で4,611万4千円、後発医薬品使用差額通知業務等委託料を1,438万4千円など、1億4,881万8千円を計上しています。

80ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金は、事業課の職員15名の派遣職員人件費負担金を1億500万円、重複・頻回受診者訪問指導業務補助金を49万1千円など、1億821万6千円を計上しています。

81ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払う療養給付費や、柔道整復、コルセットなどの現金給付のための療養費、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ9億8,956万8千円減となる1,343億1,111万8千円を計上しています。

82ページをお願いします。

2項、1目の高額療養費につきましては、1ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分についての支給や、一般所得者区分の外来診療に関して年度の限度額を超えた分についての支給を行っており、これを合わせて66億8,089万6千円を計上しています。

2目高額介護合算療養費は、後期高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分について支給するもので、1億4,729万5千円を計上しています。

3項、その他医療給付費のうち、1目の葬祭費は、1件あたり3万円の支給をしまして、2億2,044万円を計上しています。

2目、その他医療給付費は、災害等により所得が減少となった方に対して、一部負担金を減免した場合の一部負担金相当分について、88万6千円を計上しています。

83ページをお願いします。

3款、1項のうち、1目の特別高額医療費共同事業拠出金7,889万2千円につきましては、1件400万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避け

るため、国保中央会が実施している全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。

84 ページをお願いします。

4 款保健事業費、1 項、1 目健康診査費 1 億 5,317 万 3 千円は、市町村に委託して行う健康診査の実施に要する経費や、高知県歯科医師会に委託して行う歯科健診の実施に要する経費等を計上しています。

健康診査につきましては、被保険者の健康状態を把握し、疾病の予防や重症化を防ぐため重要であり、受診券の事前発送の対象者を拡大するなどして、受診率向上に取り組んでいます。

歯科健診につきましては、咀嚼・嚥下機能など高齢者の特性に着目した歯科健診を行うことで、誤えん性肺炎等につながる口腔機能低下の予防を図るものです。歯科健診の自己負担は無料としています。

2 目健康増進事業費 8,332 万 9 千円は、12 節委託料で、令和 2 年度から全国的に本格実施となる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の委託料として、5,520 万円を計上しています。

また、18 節負担金、補助及び交付金では、市町村が行う健康教室や、人間ドック、はり、きゅうマッサージ施術への助成など、被保険者の健康増進に関する事業に対する長寿・健康増進事業費補助金として 2,500 万円の計上と、高齢者の低栄養防止、重症化予防の事業に対する高齢者保健事業費補助金 312 万 9 千円を計上し、各市町村で実施する被保険者の健康づくり事業を進めていくこととしています。

87 ページをお願いします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等として 2,016 万円を計上しています。

次に歳入について、主なものをご説明いたします。

ページを戻っていただいて 69 ページをお願いします。

1 款市町村支出金のうち、1 項、1 目の事務費負担金 3 億 5,575 万 6 千円は、特別会計で支出している人件費などの事務費を賄うための、市町村からの負担金です。

2 目保険料負担金 114 億 6,689 万 9 千円のうち、保険料負担金 83 億 3,987 万 9 千円は、市町村が徴収しました保険料を、広域連合へ納付するものです。

基盤安定負担金の 31 億 2,702 万円は、所得の少ない方の保険料の軽減分として、市町村が県負担金と合わせて広域連合へ納付するものです。

3 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する 12 分の 1 の、114 億 665 万円を計上しています。

70 ページをお願いします。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金のうち、1 目療養給付費負担金は、給付費に対し国が負担する 12 分の 3 の 342 億 1,995 万円を計上しています。

2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費について、その 4 分の 1 ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、6 億 5,181 万円を計上しています。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金のうち、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、125億3,438万4千円計上しています。

また、特別調整交付金につきましては、主に結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、12億9,682万1千円を計上しています。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金1億5,097万円は、保険料軽減の特例措置の財源として国から交付されるものです。

71ページをお願いします。

3款県支出金、1項県負担金、1目療養給付費負担金は、給付費の12分の1の114億665万円を、また、2目高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の6億5,181万千円を計上しています。

72ページをお願いします。

4款、1項、支払基金交付金の、1目後期高齢者交付金の563億2,279万7千円は、国保などの医療保険者が拠出した支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものです。

73ページをお願いします。

5款特別高額医療費共同事業交付金の5,258万8千円は、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものです。

74ページをお願いします。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目事業運営基金繰入金の12億6,641万1千円につきましては、保険料率の上昇抑制のための財源として、基金から繰り入れるものです。

76ページをお願いします。

8款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金の2億1,061万円は、交通事故など第三者行為による怪我の治療などに要した医療費について、損害賠償請求することによる納付金を計上しています。

「令和2年度後期高齢者医療特別会計予算」についての説明は、以上です。

◎第14号議案の質疑、討論、採決

- 議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第14号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第14号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。
第14号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。
よって、第14号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第15号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第18、第15号議案「高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第15号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の91ページ及び、定例会説明資料の49ページをお願いします。
広域計画は、広域連合及び県内の全市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療に係る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針となるものです。

現在の第3次広域計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としていますが、令和元年5月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正されたことに伴い、広域計画を一部改定して「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進するために必要な事項を追加するものです。

定例会説明資料 49 ページの枠囲みに、改正後の「高齢者の医療の確保に関する法律」について、該当箇所を抜粋したものを記載しています。

また、53 ページ以降が、今回の改定の新旧対象表になっていますので、新旧対象表で説明させていただきます。

53 ページ新旧対照表、左が改定案、右が現在の条文で、改定する部分を下線で示しています。

まず、53 ページから 55 ページまでは、主に年号を令和に改めたものです。

次の 56 ページの「第 3 基本方針」のうち「3 保健事業の推進」について、中段の下線部分のとおり、「市町村との連携の下、国民健康保険保健事業及び地域支援事業と一体的に取り組む」こととしています。

次の 57 ページの「第 4 広域連合と構成市町村の事務分担」のうち「4 保健事業に関する事務」については、「広域連合は、保健事業実施計画を策定し、各事業の進捗状況を把握して評価を行う」ことや、「保健事業の実施にあたっては、広域連合が主体となって実施するほか、市町村や関係機関に委託、若しくは費用助成を行う」こととしています。

また、「市町村は、「健康診査」や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」などの保健事業を広域連合から受託して実施する」こととしています。

高知県は医療費が全国トップクラスであることから、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」など、保健事業の一層の充実を図りながら、疾病予防・重症化予防を促進し、健康寿命の延伸につなげていくため、市町村と連携し、積極的に取り組んでまいります。

次の 58 ページ以降の「第 3 次広域計画（改定案）」は、説明を省略させていただきますが、新旧対照表の内容を反映させたものとなっています。

「第 3 次広域計画の一部改定議案」についての説明は、以上です。

◎第 15 号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第 15 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第15号議案「高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案」を採決いたします。

第15号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（田鍋剛君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（田鍋剛君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、ご決定いただきありがとうございます。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展により、被保険者数及び医療費ともに年々増加傾向にあります。

このため、本日ご決定いただきました広域計画や保健事業実施計画に基づき、引き続き、医療費適正化に取り組むとともに、国が推進している「高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施」など、関係市町村との連携を密にしながら、事業運営を進めていくことが重要になります。

高齢者の皆様ができる限り健康で過ごされ、引き続き適切な医療が受けられるとともに、安心して生活ができるよう、適切な制度の運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、ご健康に留意され、益々ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田鍋剛君） これをもちまして、令和2年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第32回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。午後3時5分閉会

資 料

元高後広第 536 号
令和 2 年 1 月 29 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 田 鍋 剛 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

令和 2 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 32 回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議案
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である和解に関する専決処分の承認議案
- 第11号議案 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第12号議案 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第13号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第14号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第15号議案 高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案

令和2年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第32回定例会 議決の結果

議案番号等	件名	議決内容
第1号議案	高知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議案	原案可決
第2号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第3号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第4号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第5号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第6号議案	高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第7号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第8号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第9号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第10号議案	高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である和解に関する専決処分の承認議案	承認
第11号議案	令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第12号議案	令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第13号議案	令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第14号議案	令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第15号議案	高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定議案	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定
により署名する。

議 長

議 員

議 員

